

蓮

花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

安 蒜 俊 雄

〒271-0046

松戸市西馬橋蔵元町93

Phone : 047(341)8811

Fax : 047(341)8080

◆ 5月の税務と労務

5月

(皐月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日
6日・振替休日

- 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月12日
- 国 税 / 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 6月2日
- 国 税 / 9月決算法人の中間申告 6月2日
- 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) 6月2日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 6月2日
- 国 税 / 確定申告税額の延納届出による延納税額の
納付 6月2日
- 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月15日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

地方税 / 自動車税・鉦区税の納付

都道府県の条例で定める日



官報の電子化 法律の公布や会社の決算公告などが掲載される「官報」が、今年4月1日から電子化されました。官報はこれまで、全国の官報販売所での販売などを通じて発行される紙媒体を「正本」とし、併せてインターネット上でも公開されていましたが、4月からは「官報発行サイト」に掲載される電子版が正本となりました。

ここに注意！ 法人の減価償却



減価償却とは、事業の用に供している減価償却資産の取得価額を、定められた使用可能期間（耐用年数）にわたって費用配分する会計手続です。

法人税法では、法人が減価償却費として損金経理した金額のうち、減価償却資産の取得価額、償却方法、耐用年数などを基礎として計算した償却限度額に達するまでの金額を損金算入することとしています。償却資産ごとの耐用年数や償却率、保証率

などは減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令に定められています。対象資産の範囲は広く、規定も詳細かつ複雑なため、耐用年数などの適用を誤って思わぬトラブルを引き起こすことがあります。

今回は、減価償却費の算出に当たり、特に注意が必要な実務上のポイントをみていきます。

1 資産の取得価額の算出と償却開始日は適正か？

取得した減価償却資産の取得価額には、購入した場合又は自社で建設・製作等した場合ごとに、原則として「表1」に記載の費用の額が含まれます。

不動産取得税、自動車税、登録免許税など、登記・登録のために要する租税公課などは、減価償却資産の取得に関連して支払ったものでも取得価額に算入しないことができます。ただし、一度、これらを取得価額に算入した場合は、その後の事業年度でその費用を抜き出して損金処理することはできません。

減価償却資産の償却開始日は、その資産の「事業供用の日」

表1 減価償却資産の取得価額

◆購入した場合

取得価額	購入の代価	購入先に支払った代金
		<input type="checkbox"/> 引取運賃 <input type="checkbox"/> 荷役費 <input type="checkbox"/> 運送保険料 <input type="checkbox"/> 関税 <input type="checkbox"/> 購入手数料 <input type="checkbox"/> その他購入のために要した費用
		事業の用に供するために直接要した費用の額

◆自社で建設、製作、製造した場合

取得価額	建設等の原価	原材料費
		労務費
		経費
		事業の用に供するために直接要した費用の額

です。事業未供用であるにもかかわらず、資産の搬入日・設置日などを償却開始日とすると、償却費の計算に誤りが生じる場合があるので注意が必要です。

2 資産の種類による償却方法の選定に誤りはないか？

法人が取得した資産のうち、建物・建物附属設備・構築物・ソフトウェア等は、原則として定額法により減価償却費を計算しなければなりません。

それ以外の資産は、原則として定率法により減価償却費を計算しますが、機械設備・車両運搬具・器具備品は、事前に税務署に「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を提出し、承認を受けることで、定額法を採用することもできます。この申請書は、変更したい事業年度の開始前日までに提出する必要があります。

3 事業年度の中で事業の用に供した場合、償却限度額は適正に計算されているか？

事業年度の中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度

額は、「表2」に記載の計算式で算出します。
この計算式において月数は暦に従って計算します。計算中、1か月に満たない端数が生じたときはこれを切り捨てず、1か月とします。

表2 事業年度の中で事業の用に供した場合の償却限度額

$$\left[\begin{array}{l} \text{その減価償却資産について} \\ \text{採用されている償却方法に} \\ \text{よって計算した償却限度額} \end{array} \right] \times \frac{\text{事業の用に供した日から} \\ \text{期末までの月数}^{(注)}}{\text{その事業年度の月数}}$$

(注) 月数は暦に従って計算し、1か月に満たない端数はこれを1か月とする。

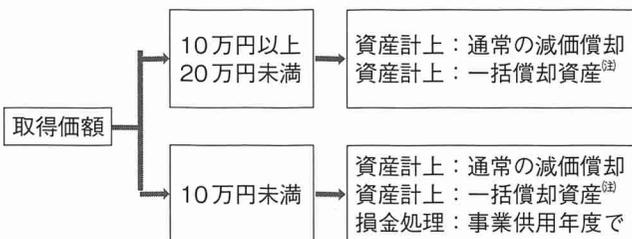
表3 中古資産の耐用年数(簡便法)

- 法定耐用年数の全部を超過した資産
法定耐用年数×0.2^(注)
- 法定耐用年数の一部を超過した資産
(法定耐用年数－経過年数)
＋経過年数×0.2^(注)

(注) 1年未満の端数は切り捨て、2年に満たないときは2年とする。

4 中古資産を取得した場合の耐用年数の算定に誤りはないか？
中古資産を取得して事業の用に供した場合、その耐用年数は法定耐用年数ではなく、事業の用に供した時以後の使用可能期間として見積もられた年数によります。使用可能期間の見積もりが困難なときは、「表3」に記載の「簡便法」により算出した年数によることができます。簡便法により算出した年数に1年未満の端数があればその端数は切り捨て、その年数が2年に満たないときは2年とします。

表4 取得価額が少額の減価償却資産などの償却方法



(注) 償却限度額は、一括償却対象額(取得価額の合計金額)×その事業年度の月数/36で算出する。

5 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例適用などは検討したか？
取得価額が少額の減価償却資産は、通常の減価償却のほか、一括で損金算入するなど、「表4」に記載の方法を選択することができます。
また、青色申告法人である中小企業者等のうち常時使用する

従業員の数が500人以下の法人が、令和8年3月31日までの間に少額減価償却資産(※)を取得して事業の用に供した場合は、取得価額の全額を損金算入することができます。
※ 取得価額が10万円以上かつ30万円未満のもので貸付(主要な事業として行われるものを除く)の用に供したものの外的もの
ただし、その事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合は、本特例適用額は300万円が限度となります。

6 まとめ

資産の種類を選択や償却方法の選定などをいったん誤ると、その是正はその事業年度に止まらず、各事業年度の決算に影響を与えます。判断に迷った場合は税理士の意見を聴くなど、慎重な対応が必要です。

【参考資料】
国税庁
タックスアンサー
「減価償却」



税金クイズ

相続税の軽減措置等のうち、相続税の申告をしなくても適用できるものは、次のうちどれでしょうか？

- ① 基礎控除
- ② 配偶者の税額軽減
- ③ 小規模宅地の特例

【解説】

亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の合計額（債務等を差し引いた正味の遺産額）が基礎控除額を超える場合は、相続税の課税対象です。

この基礎控除額は、 $[3,000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}]$ で計算します。例えば、夫が亡くなり、法定相続人が妻と子2人の場合の基礎控除額は、 $3,000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times 3 \text{人} = 4,800 \text{万円}$ です。この場合、財産の合計額が4,800万円を超えな

れば相続税はかかりません。相続税の申告書の提出は不要ということです。

次に、相続税の計算において重要な軽減措置を2つ紹介します。

1つは配偶者の税額軽減（配偶者控除）です。これは、配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、1億6,000万円と配偶者の法定相続分相当額のいずれか大きい金額までであれば、配偶者には相続税はかからないというものです。

もう1つは小規模宅地の特例です。これは、亡くなった人などが事業や住まいなどに使っていた土地のうち、一定の事業用の土地の場合は400㎡、一定の居住用の土地の場合は330㎡までの部分についてそれぞれ80%、一定の貸付用の土地の場合は200㎡までの部分について50%が減額されます。

この配偶者控除と小規模宅地の特例を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。

正解は、①基礎控除でした。

（出典：国税庁ホームページ）

KEY WORD

消費者や免税事業者から仕入れたとき

消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上げに係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）を控除して計算します。

この場合の課税仕入れとは、事業のための他の者からの仕入れのほか、機械や建物、サービスの購入などをいい、相手方が課税事業者であることを要件としていませんので、事業者ではない消費者や免税事業者から仕入れた場合も、その支払の中には消費税額が含まれているものとして扱います。

しかし、インボイス制度導入後は、これらは仕入税額控除の対象から外れることとなります。ただし、これらの仕入れであっても、令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%の仕入税額控除が認められる経過措置が設けられています。

債務免除等を受けた場合

対価を支払わないで、又は著しく低い対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済による利益を受けた場合には、その利益を受けた人が、その債務免除等をした人から債務免除等のあった時にその債務免除等に係る金額相当の贈与を受けたものとみなされます。また、法人から債務免除等を受けた場合は、贈与税ではなく、所

得税の課税対象となります。

なお、債務免除等による利益を受けた場合であっても、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、債務の免除を受けた又は債務者の扶養義務者に債務の引受け又は弁済をもらったときは、その債務の弁済をすることが困難である部分の金額については、贈与があったものとはみなされません。